

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（高岡市決定）

都市計画佐加野新町東地区 地区計画を次のように変更する。

名 称		佐加野新町東地区 地区計画
位 置		高岡市佐加野字金切の全部及び佐加野字伊勢田の一部
面 積		約 1.1 h a
地区計画の目標		当地区は、高岡市中心部より約 3.5 k m 西に位置した市街化調整区域にあり、その周囲は緑豊かな自然環境に優れた地区である。 地区計画を定めることにより、建築物の規制・誘導及び緑化の推進を行い、周辺環境に調和した良好な居住環境の維持・形成に努め、既存集落と一体的な活性化を図るものとする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	周辺環境に調和した居住環境の維持保全を図り、緑豊かなゆとりある住宅地を形成するため、戸建ての住宅地とする。
	地区施設の整備方針	良好な街区を形成するため、地区内においては、適正に道路配置されているが、さらなる機能向上のための道路整備を図るとともに、適正規模の公園を配置する。
	建築物等の整備方針	閑静な低層住宅地には、建築用途の混在防止や日照・通風等の確保により、快適な居住環境が維持・形成されるよう、建築物等の規制・誘導をする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道 路	区画道路 計画図表示のとおり
			公 園	1ヵ所 計画図表示のとおり
	地区の区分	地区の名称	佐加野新町東地区	
		地区の面積	約1.1ha	
	建築物等の用途の制限			次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第二(イ)項第一号(長屋を除く)及び第二号に掲げるもの。
	建築物の容積率の最高限度			20/10
	建築物の建ぺい率の最高限度			6/10
	建築物の敷地面積の最低限度			200㎡とする。
	壁面の位置の制限			道路境界線(隅切部分を除く)及び隣接宅地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0メートルとする。 ただし、車庫、物置、その他これらに類する用途に供し、かつ、軒高3メートル以下の平屋の附属建築物についてはこの限りではない。
	建築物等の高さの最高限度			10メートル以内とする。ただし、軒高は7メートル以内とし、建築部分の各高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。
	垣又はさくの構造の制限			道路に面して垣又はさく等を設ける場合は、原則生垣とする。その他の構造物にする場合は、次のいずれかとする。ただし、生垣や構造物の基礎部分の高さは0.6メートル以下とする。 (1)透過割合が50%以上の構造物を設置する場合、基礎部分を含めた高さは1.5メートル以下とする。 (2)透過割合が50%未満の構造物を設置する場合、基礎部分を含めた高さは1.2メートル以下とする。
	注1 用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の規定の例による。			
注2 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。				

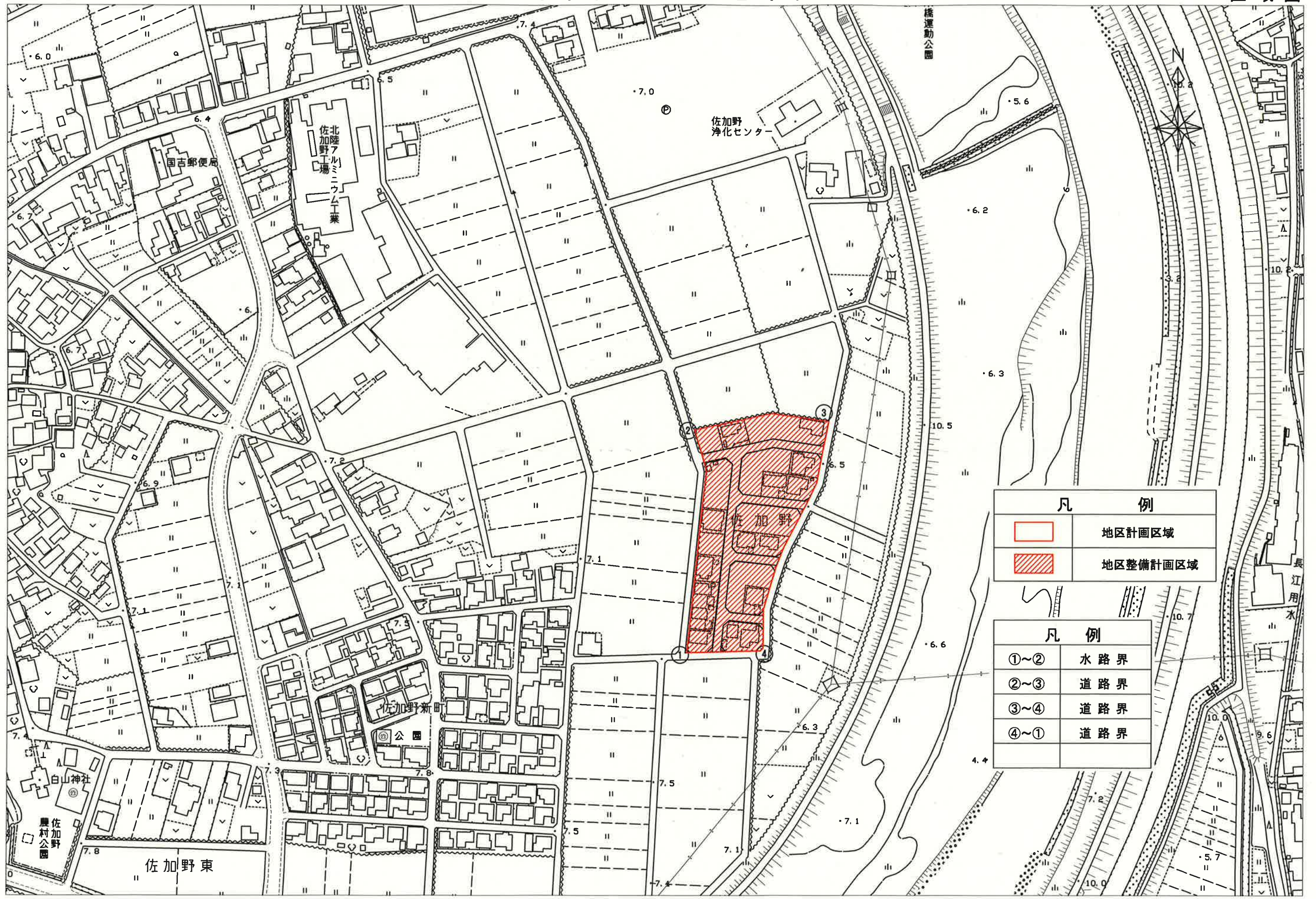
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、地区計画に基づき面的な開発が行われ良好な住宅地を供給しているが、「高岡市の市街化調整区域における地区計画の運用基準」の改定に伴い、より一層の居住誘導等を図る観点から最低敷地面積の変更を行うものである。

高岡市都市計画基本図

区域図



凡	例
	地区計画区域
	地区整備計画区域

凡	例
①~②	水路界
②~③	道路界
③~④	道路界
④~①	道路界

1 : 2,500 (100m=4cm)